

議員提出議案

(10月6日提出)

発議第1号 後期高齢者医療制度廃止・撤回を求める意見書案 (10月6日否決・賛成少数)

[賛成：新政、共産、県民、大心、林檎、社民 / 反対：自民、公健、無]

発議第2号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外にすることを求める意見書案

(10月6日否決・賛成少数)

[賛成：共産、県民、社民 / 反対：自民、新政、公健、大心、林檎、無]

(10月9日提出)

発議第3号 青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

(10月9日原案可決・満場一致)

発議第4号 青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(10月9日原案可決・満場一致)

発議第5号 青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

(10月9日原案可決・満場一致)

発議第6号 青森県議会会議規則の一部を改正する規則案 (10月9日原案可決・満場一致)

発議第7号 大間・函館航路の存続を求める意見書案 (10月9日原案可決・満場一致)

発議第8号 物価高騰に対する緊急総合対策を求める意見書案 (10月9日原案可決・満場一致)

発議第9号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案

(10月9日原案可決・満場一致)

発議第10号 新たな過疎対策法の制定を求める意見書案 (10月9日原案可決・満場一致)

発議第11号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書案

(10月9日原案可決・満場一致)

発議第12号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書案

(10月9日原案可決・満場一致)

議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民 = 自由民主党 新政 = 新政会 公健 = 公明・健政会 共産 = 日本共産党
県民 = 県民クラブ 大心 = 大心会 林檎 = クラブ林檎 社民 = 社会民主党
無 = 無所属

後期高齢者医療制度廃止・撤回を求める意見書案

(発議第 1 号・否決)

平成20年4月から施行された「後期高齢者医療制度」について政府・厚労省は「その心身の特性や生活実態を踏まえた」新たな独立の保険制度として創設するとしていた。

しかし、施行後半年経過した現在、保険料徴収の不備や低所得者ほど負担が増えるなどの問題が明らかになり、与党議員からも制度見直し意見が出されるなど、この制度に対する反対の声が大きくなっている。このことは本県においても例外ではなく、制度実施から現在まで、実態が国会審議、報道を通じて明らかになるにつれ、県民の怒りや不満、不安が噴出し、「中止・撤回」を求める声が広がっている。

これらの問題は、国民に対する周知期間も不十分な中で強行されたことが要因であり、我々県議会議員に対しても制度の詳細を明らかにしなかった政府・厚労省の責任である。

政府・厚労省は、保険料徴収方法など一部の見直しの解決策を示しているが、根本的な問題解決にはならない。

すでに6月6日には、野党4党が参議院に提出した「後期高齢者医療制度の廃止法案」が本会議で可決され衆議院へ送られており、国は国民の声に耳を傾けるべきである。

よって、本議会として国に対し次の事項について強く要請する。

記

一、後期高齢者医療制度を即刻廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月6日

青 森 県 議 会

自主的な共済制度を新保険業法の適用除外にすることを求める意見書案

(発議第 2 号 ・ 否決)

平成18年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」(以下、保険業法)によって、各団体の構成員のための自主的な共済制度が保険業とみなされ、さまざまな規制を受け、存続の危機に追い込まれています。

保険業法の改定の趣旨は、共済をかたって不特定多数の消費者に被害をもたらした、いわゆるオレンジ共済事件のような「にせ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的であった。ところが、保険業法の策定と政省令の段階で、当初の趣旨を大きく逸脱し、自主的な共済制度についても、保険会社に準じた規制を受けることになり、PTA団体・障害者団体など存続困難な状況に陥って制度の廃止を決めた組織も出てきている。

そもそも自主的な共済制度は、団体の目的の一つとして構成員の仲間同士の助け合いを目的に、健全に運営しており、利益を追求する保険業とは全く異なっている。その自主的な共済制度を強制的に保険会社や少額短期保険業者にしなければ運営できないようにし、もうけを追求する保険会社と同列において、一律にさまざまな規制を押しつけることになれば、多くの自主的な共済制度の存続が不可能となり、政府・金融庁が日本の健全な自主的な共済制度に、規制と干渉を行うことは、その団体の加入者に多大な不安と損失を招くことになる。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について、早急に実行されるよう強く要望する。

記

1. 構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態をふまえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。
2. 団体が目的の一つとして構成員のために自主的に、健全に運営されている共済を保険業法の適用除外にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月6日

青 森 県 議 会

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例案

(発議第 3 号・原案可決)

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例 (昭和二十五年七月青森県条例第四十六号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例

第一条、第二条 (同条の前の見出しを含む。) 及び第三条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第六条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第二号中「県議会の議決によつて設けた委員会」を「常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会」に改め、同条第三号中「議長の招集する協議会等」を「会議規則で定める議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場」に改め、同条第六号中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

第十一条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表第一中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森県議会議員の期末手当支給条例の一部改正)

2 青森県議会議員の期末手当支給条例 (昭和三十一年四月青森県条例第十六号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

3 青森県議会議員の報酬の特例に関する条例 (平成十九年五月青森県条例第五十五号) の一部を次のように改正する。

本則中「報酬月額」を「議員報酬月額」に、「青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」を「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に改める。

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(発議第 4 号・原案可決)

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十九年五月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

(発議第 5 号・原案可決)

青森県政務調査費の交付に関する条例 (平成十三年三月青森県条例第四十五号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会会議規則の一部を改正する規則案

(発議第 6 号・原案可決)

青森県議会会議規則(昭和三十一年十一月青森県議会告示第二号) の一部を次のように改正する。
 第五条第一項を次のように改める。

会期は、会期の初めに議会の議決で定める。

第二百二十三条を第二百二十四条とし、第十六章を第十七章とする。

第二百二十二条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、第十五章中同条を第二百二十三条とし、同章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第二百二十二条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。) を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第二百二十二条関係)

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
各会派代表者会議	議会の運営の基本的事項に関する協議及び調整	議長、副議長、各会派の代表者及び無所属議員	議長
議員全員協議会	県政の重要な課題に関する協議及び調整	議員	議長
図書室運営委員会	議員の調査研究に必要と認められる図書及び資料の収集に関する協議及び調整	議長が委嘱した議員	委員長
各委員長合同会議	議会の予算に係る執行計画等に関する協議及び調整	議長、副議長並びに常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び図書室運営委員会の委員長	議長
各会派世話人協議会	一般選挙後最初の会議において議会運営委員会が組織されるまでの間における議会の運営に関する協議及び調整	各会派から選出された議員	議会事務局長

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設けられている議長の諮問を受けて政務調査費の透明性の確保等に関する事項及び議会の効率的・効果的運営に係る改革に関する事項を検討するための場合は、改正後の青森県議会会議規則第二百二十二条第二項の規定により設けられた同条第一項の協議等の場とみなす。

大間・函館航路の存続を求める意見書案

(発議第 7 号・原案可決)

東日本フェリー株式会社では、原油高騰や乗客の伸び悩み等から平成20年11月末をもって大間・函館航路から撤退することを表明した。

大間・函館を結ぶ航路は、昭和39年の就航以来、大間町民はもとより、下北地域の市町村民の生活航路、産業航路、広域観光航路、防災航路として極めて重要な役割を果たしている。

この航路を失うことは、通院や高齢者の交通手段を失うことになり、生活の利便を失うに通ずる。

現在、大間町、青森県、東日本フェリー株式会社及び道南自動車フェリー株式会社で存続について協議中だが、大間・函館を結ぶ航路は国道279号線の国道フェリーと位置づけられていることから、国において、その維持・存続の方策について検討されるべきと考える。

よって、下北・函館地域を結ぶ唯一の交通手段である大間・函館航路の存続について国の取組を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月9日

青 森 県 議 会

物価高騰に対する緊急総合対策を求める意見書案

(発議第 8 号・原案可決)

昨今の原油価格の急激な高騰は、原材料価格の高騰を招くとともに、食料品などの生活必需品の物価高騰を引き起こし、国民生活に極めて深刻な影響を及ぼしている。

また、中小零細企業や農林漁業者などは、構造的に原材料価格の高騰を価格転嫁しにくい状況にある中、自助努力によるコストの削減努力も限界に来ており、廃業に追い込まれる事業者も出てくるほどの危機的状況に追い込まれている。

このような中で、国と地方の格差は一層拡大し、地域経済は疲弊している。また、賃金の抑制、物価高騰による購買力の低下は、国民生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方行財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、物価高騰に対する対策のより一層の充実・強化に向けて国に於いて緊急に対応するよう次の事項について強く要請する。

記

- 1 原油・食料品などの価格高騰に対し、価格安定を図る政策など資源高への実効性のある対策を講ずること。
- 2 物価上昇による国民生活への影響に対する対策、特に低所得者、生活困窮者に対する対策を講ずること。
- 3 中小零細企業の経営環境改善のため、金融支援策等のさらなる対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月9日

青 森 県 議 会

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書案

(発議第 9 号・原案可決)

建設産業は日本の基幹産業として今日まで経済活動と雇用機会の確保に貢献してきたが、建設業における元請けと下請けという重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も不安定であり、不況下における受注競争の激化や近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の賃金と生活に大きな影響を及ぼしている。

諸外国では、公契約に係わる賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでおり、また、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の国会審議においても、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われるよう努めること」が付帯決議されている。

よって、国においては、建設労働者の適正な労働条件を確保するために、次の事項について実施するよう強く要請するものである。

記

- 1 . 公共工事において建設労働者の適正な賃金を確保するため、関係法令の整備を図ること。
- 2 . 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の付帯決議事項の実効ある施策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月9日

青 森 県 議 会

新たな過疎対策法の制定を求める意見書案

(発議第10号・原案可決)

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域においては人口減少と少子高齢化の進行が一段と厳しさを増すとともに、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師不足による診療所の閉鎖、耕作放棄地の増大、森林の荒廃が進むなど、新たな課題が発生してきており、社会的機能の維持が困難な地域が拡大するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

また、過疎地域は、豊かな自然や地域特有の歴史・文化を有する地域であり、国土保全、水源の涵養、食糧供給、地球温暖化防止など、重要な多面的・公益的機能を担っている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能の維持は、都市も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き国家的課題として過疎地域に対する支援を講じていく必要がある。

よって、国においては、地域の実態に即した総合的な過疎対策が実施されるよう、新たな過疎対策法を制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月9日

青 森 県 議 会

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書案

(発議第11号・原案可決)

雇用促進住宅については、規制改革3カ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年4月1日付けで廃止決定された650住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に多くの混乱が生じております。

各自治体などでは公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなど取り組みが進められておりますが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じております。

政府においては、以下の取り組みについて特段の配慮をされるよう要請いたします。

記

1. 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。
2. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう入居者説明会を急ぐこと。
3. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年10月9日

青 森 県 議 会

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書案

(発議第12号・原案可決)

今年7月に開催された洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長国であるわが国においても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%～80%削減するという積極的な目標を掲げたところです。

二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す原因としては、石炭や石油、天然ガスなど化石燃料の燃焼が挙げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない再生可能エネルギーの導入が求められております。

再生可能エネルギーのなかでも、太陽光発電については、エネルギー資源に乏しいわが国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万KWであり、ドイツ、米国などととも世界をリードしてきた経緯があります。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池用シリコンの供給不足や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国内導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥り、技術革新や量産効果などにより低下していた太陽光発電設備の設置単価が2006年からは上昇に転じる結果となりました。

「環境立国」を掲げるわが国が、太陽光発電世界の座を奪還するためには、エネルギー導入量増加に向け、具体的には、「住宅分野」、「大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野」、「さらなるコスト削減に向けた技術開発分野」、「普及促進のための情報発信・啓発分野」の各分野に対して支援策を打ち出す必要があると考えます。

よって青森県議会は、政府に対し、太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、以下の5項目の実現を強く要望いたします。

記

1. 国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入ならびに同事業予算の拡充
2. 分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減免措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進
3. 国主導による大規模太陽光発電システムの本格導入ならびにそのための制度整備
4. 導入コスト低減に関わる技術開発促進策の推進
5. 太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年10月9日

青 森 県 議 会